

設計業務等 実施条件明示マニュアル(案)

平成28年3月

近畿地方整備局

設計業務等 実施条件明示マニュアル(案)

－ 目 次 －

1. 本マニュアル策定の背景

- ・ 背景
- ・ 位置づけ
- ・ 対象範囲

2. 設計業務等条件明示マニュアル

- (1) 発注時における条件明示
- (2) 業務進捗上の留意事項
- (3) 設計業務における設計変更ルールの明示

【別冊】設計業務等 条件明示マニュアル(案)の手引き

1. 本マニュアル策定の背景

背景

最近の土木設計業務において、発注方式により条件明示の範囲に差異はあるものの特記仕様書等に業務実施に必要な条件が明確に明示されていないため、入札参加者にとって内容が分かりにくく、業務価格の積算及びプロポーザル・総合評価落札方式における技術提案書の作成にコストと時間を要していることが見受けられる。

また、条件が明確でないため、業務の実施中における受発注者間の誤解や契約変更における判断の遅れなどの混乱が生じることがある。

一方、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第56号）」の基本理念に「請負契約の当事者が対等な立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負契約代金で締結」が示されており、また、発注者の責務に「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこと」が規定されている。

このような背景のもと、近畿地方整備局は建設コンサルタンツ協会近畿支部の意見を聞き、良質な成果を適正な工期で得るための条件明示を図る「設計業務等 実施条件明示マニュアル（案）」を作成した。

なお、本マニュアル(案)は、現時点において、明示すべきと判断した内容であり、今後の状況を踏まえ適宜加除改訂するものとする。

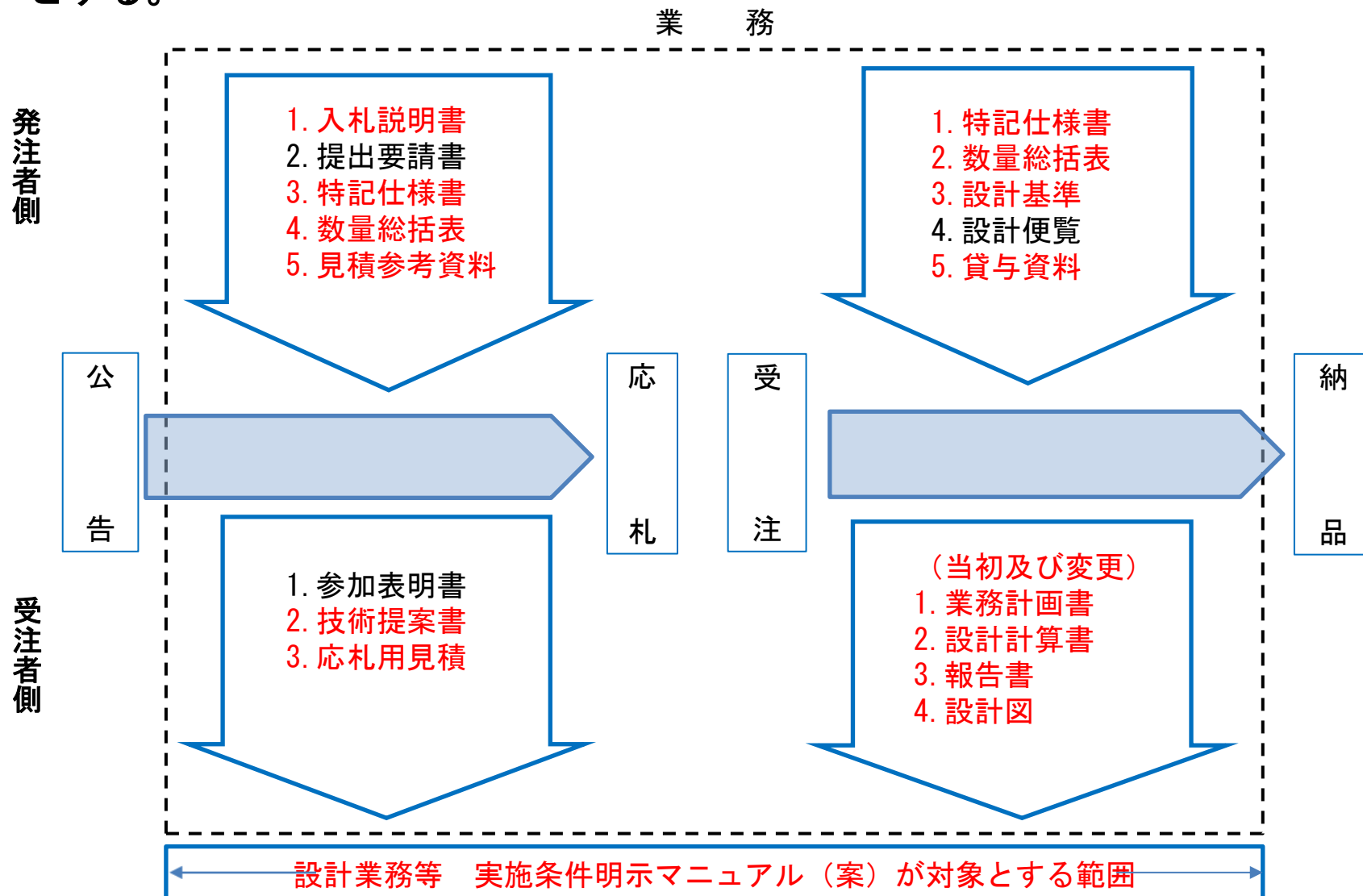
位置づけ

本マニュアルは、業務の発注から納品までの作業の中で、発注側が作成する図書の条件明示が不足している箇所の明示化、設計変更契約の手順の明示化を図ったものである。

また、本マニュアルに基づいた「特記仕様書の作成例」を参考にするとともに、チェックシートで確認する構成としている。

対象範囲

本マニュアル（案）は、公告から納品までのうち、赤字で示した図書を対象とする。



2. 設計業務等 実施条件明示マニュアル（案）

（1）発注時における条件明示

（2）業務進捗上の留意事項

（3）設計業務における設計変更ルールの明示

(1) 発注時における条件明示

発注時における、入札説明書、特記仕様書等の書類の作成に関する留意点や記載例を次頁以降に示す。

- 入札説明書
- 特記仕様書
- 積算関係
(特記仕様書・数量総括表・見積参考資料)

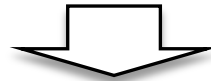
- ① 評価テーマの設定
- ② 業務の目的
- ③ 基本設計条件
- ④ 特殊な条件
- ⑤ 現地踏査
- ⑥ 関連業務
- ⑦ 関係機関協議 (資料作成)
- ⑧ 打合せ
- ⑨ 条件明示チェックシート
- ⑩ 貸与資料
- ⑪ 施工計画
- ⑫ 仮設設計
- ⑬ 履行期間前の一部納品
- ⑭ 参考資料・参考図面
- ⑮ 特記仕様書・数量総括表・見積もり参考資料①
- ⑯ 特記仕様書・数量総括表・見積もり参考資料②
- ⑰ 旅費交通費

① 評価テーマの設定

技術提案を求める評価テーマを設定する場合、業務範囲内でかつ具体的なテーマを設定する。

留意点

- ・ 評価テーマが業務範囲を逸脱してはならない。
- ・ 抽象的（コスト縮減、環境への配慮など）な表現となると、提案内容が求めているものと異なる可能性があり、評価が困難となるため、具体的なテーマを設定する。



記載例

- ・ 当該設計区間において〇〇地区の用地買収が不可能となった場合の線形の見直しの視点と検討方針。（ただし、No. 〇〇～No. 〇〇は用地幅杭変更不可とする）
- ・ 既往業務の道路排水の流末としていた河川改修が道路供用時期から大きく遅れることによる排水計画を見直す際の留意点と実施方針。（全線用地買収済み）

悪い記載例

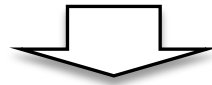
- ・ 評価テーマが具体的でない例
△コスト縮減について
△環境に対する留意事項

② 業務の目的

「業務の目的」をできるだけ具体的に明示する。

留意点

- ・ 業務の目的（設計条件など）を具体的かつ明確に明示する。
- ・ 特に修正設計の場合については留意する。
 - ： 修正設計（予備修正、詳細修正など）の場合、業務の目的がわからないことが多い。



記載例

- 既往「〇〇設計業務」の成果において〇〇地区の用地条件が変更となったため、修正設計を行い、工事発注用資料を作成する。

③ 基本設計条件

「業務内容」において、基本設計条件（道路規格、計画交通量、設計流量など）を明示する。

留意点

- ・各設計段階での必要な基本条件は必ず明示し、基本条件が決定していない場合は、その旨を記載すること。

（基本条件例）

道路：道路規格、設計速度、計画交通量、車線数、完成or暫定など

河川：法線、護岸タイプ、環境護岸の配置、基礎工型式、施工法など

電線共同溝：参画企業など



記載例

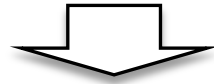
- 「土木設計業務特記仕様書の作成例」を参照。
- （条件が決定しない場合の記載例）
 - ・本業務は、No.○～No.○区間における○○○の詳細設計を実施するものであるが、○○区間については基本事項が決定した後、別途追加変更する。

④ 特殊な条件

基本設計条件以外にも特殊な条件や課題がある場合は明示する。

留意点

- ・ 河川：付帯施設、環境上の留意点、施工計画上の条件など
- ・ 道路：環境上の留意点、施工計画上の条件、用地取得状況など



記載例

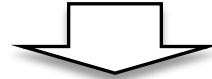
- 当該設計区間の施工に関する借地利用は〇〇地区のみ可能とする。
- 当該設計区間のNo. 〇～ No. 〇付近は、護岸形式が変化するため、高水護岸と低水護岸を別々に設計すること。護岸設計延長は、設計変更の対象とする。

現地踏査の内容を超える調査が必要な場合は、現地調査として別途、具体内容を明示する。

留意点

- ・ 現地踏査の内容は業種ごとに共通仕様書に記載されているが、その範囲を超える調査が必要な場合は、現地調査として別途、具体的内容を明示すること。
- ・ 特に、落石防護柵詳細設計において、落石の調査が必要な場合は別途計上すること。
- ・ 業務中に現地踏査の内容を超える調査の必要性が生じた場合は、設計変更の対象とするものとし、特記仕様書（変更）に明示する。

記載例



- （当初現地調査を計上しない場合の記載例）
 - ・ 受注者は、既往成果等により法面の検討資料、測量図等の資料を基にした測量内容と範囲、地質状況、周辺状況等を現地で確認するものとする。
なお、落石、転石等の調査が必要とする場合は受注者はその理由を明らかにし、調査内容について調査職員に報告し、指示を受けるものとする。この場合、設計変更の対象とする。

参考

共通仕様書 第6425条 落石防護柵詳細設計

- (2) 現地踏査 受注者は、既存法面の検討資料、測量図等の資料を基にした測量内容と範囲、地質状況、周辺状況等を現地で目視等により確認するものとする。

⑥ 関連業務、追加業務

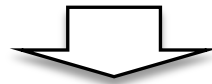
特記仕様書

当該区間における地質調査及び測量等、隣接区間の設計など、関連業務は業務工程管理の重要な要素であることから、関連業務の範囲および工期などを明示する。

また、当該業務に地質調査及び測量等、隣接区間の設計など、追加が予定されている業務がある場合は、同様にその内容を明示する。

留意点

- ・当該業務に並行して実施する関連業務について、その範囲、内容及び工期を明示する。
- ・当該業務に追加予定の業務（地質調査、測量、設計等）があれば、その内容を明示する。
＜追加予定業務について履行期間前納品が必要であれば「（13）履行期間前の一部納品」参照＞



記載例

●関連業務

- ・〇〇地質調査業務 業務範囲：No. 〇〇～No. 〇〇付近、ボーリング調査〇本、H〇〇年〇月～〇月
- ・〇〇測量業務 業務範囲：No. 〇〇～No. 〇〇付近、H〇〇年〇月～〇月（予定）
- ・〇〇橋梁詳細設計：No. 〇〇～No. 〇〇付近、H〇〇年〇月～〇月

●追加予定業務

- ・本業務で橋台形状（基礎杭配置）が決定した後、ボーリング調査を追加し、本業務で変更する予定である。

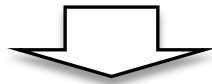
⑦ 関係機関協議(資料作成)

特記仕様書

関係機関協議用の資料作成が必要な場合は、協議先と協議回数を明示し、実施回数に応じて、変更の対象とすることを明示する。

留意点

- ・ 関係機関協議用の資料作成が必要な場合は、協議先の関係機関及び協議回数を明示し、変更がある場合は調査職員と協議の上、設計変更の対象とする旨を明示する。



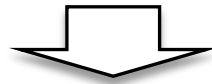
記載例

- 関係機関協議用資料作成
 - ・ 関係機関：河川管理者、交差道路管理者、警察、地元自治体、地元自治会
 - ・ 協議回数：計10回
 - ・ 上記内容に変更のある場合は調査職員と協議し、必要に応じて設計変更の対象とする。

業務内容に応じた妥当な打合せ回数を明示し、実施回数に応じて変更の対象とすることを明示する。

留意点

- ・ 打合せ回数は業務内容、工期、関係機関協議先などを考慮し、設定する。
- ・ 打合せ回数を明示し、変更がある場合は調査職員と協議の上、設計変更の対象とする旨を明示する。



記載例

●打合せ等

- ・ 業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ2回、成果品納入時の計4回行うものとする。
ただし、中間打合せは、調査職員と協議の上、打ち合わせ回数を変更できるものとする。
なお、原則として管理技術者が立ち会うものとする。

⑨ 条件明示チェックシート

予備設計

- ・条件明示チェックシート（案）を作成することを明示する。

予備修正設計、詳細設計、詳細修正設計

- ・直前業務の条件明示チェックシート（案）を貸与し、追記管理することを明示する。

留意点

- ・直前業務の条件明示チェックシート（案）を確認し、適用開始前などの理由でシートが未作成の場合は、発注者が作成し、技術提案時の閲覧資料とする。



記載例

●詳細設計など

- ・条件明示チェックシート（案）の作成

本業務は、条件明示チェックシート（案）の活用対象業務である。

受注者は、発注者が貸与する「条件明示チェックシート（案）」に記載された設計条件等を確認し、業務スケジュール管理表に反映するとともに、「条件明示チェックシート（案）」に必要事項を追記し、業務の成果として、業務完了時に調査職員に提出するものとする。

- ・ 貸与資料は業務実施に必要な資料とし、一覧表で明示する。
- ・ 貸与資料は初回打合せ時に貸与することを原則とする。
- ・ また、受注者から資料貸与の要求があった場合もすみやかに対応する。
- ・ 貸与資料は、その保存状態（紙or電子データ）を明示する。

留意点

- ・ 資料の貸与が遅れると、業務工程に大きく影響するため、すみやかに対応する。
- ・ 例えば、ダム点検等に必要となるダム管理データは、ダムによって保管状況が大きく異なり、作業量や業務工程に大きく影響する場合があるため、保存状態と数量を明示する。



記載例

- 資料の貸与及び返却
貸与する資料等は次のとおりとし、初回打合せ時に貸与する。
---- 一覧表 ----

施工計画はその内容を具体的に明示し、標準歩掛の範囲を超える場合は、別途計上する。

留意点

特記仕様書と数量総括表の不整合に注意し、必要に応じて設計変更の対象とする。

- ・ 例えば、交差点詳細設計の標準歩掛では施工計画の項目はないが、特記仕様書に施工計画を記載している場合がある。
- ・ 例えば、施工計画の範囲内として、工事用道路の詳細設計を要求してはならない。

参考

共通仕様書 第6408条 道路詳細設計

(10) 施工計画 受注者は、設計図書に基づき経済的かつ合理的に工事の費用を予定するために必要な施工計画を行うものとする。

積算基準では道路予備設計 (A) 設計計画：6.0人工

道路詳細設計 (A) 設計計画及び施工計画：4.5人工

仮設設計は詳細設計に含まれるものではなく、必要に応じて別途計上する。

留意点

詳細設計時に予測が困難な場合が多く、当初契約に入っていない場合は、変更の対象とすることを明記する。



記載例

- 仮設設計
詳細設計時に必要となる仮設構造物詳細設計については、変更の対象とする。

⑬ 履行期間前の一部納品

特記仕様書

関係機関協議、工事発注などの理由で工期前に納品する必要がある場合は、その理由と期日及び納品内容を明示する。

留意点

特記仕様書に記載がなく、初回打合せ時や業務途中等に工期前の一部納品を要求することは業務工程に大きく影響する。



記載例

●工期前的一部納品

本業務区間のNo. ○○～No. ○○については、工事の早期発注のため、○月○日までに工事発注用の図面数量を作成し、調査職員に提出するものとする。

業務発注に際して、位置図等を提示し、業務内容とその範囲を明示する。

留意点

設計内容とその範囲を位置図や他の図面で示し、業務内容を明確にする。

- ・ 延長は起終点の測点を図上で明記する。
- ・ 歩道設計、電線共同溝設計などは道路延長ではなく、設計延長（上下線）で示す必要がある。



記載例

- 電線共同溝詳細設計 L=500m
(上り線 : No. ○○～No. ○○ L=230m、下り線 : No. ○○～No. ○○ L=270m)

⑮ 特記仕様書・数量総括表・見積もり参考資料①

積算関係

積算上の条件（補正など）に係る設計条件を明示し、変更がある場合はその条件を変更する。また、特記仕様書と数量総括表、見積もり参考資料とも整合を図る。

留意点

- ・道路の地域・地形・車線数、橋梁の形式・形状等の補正は積算上重要なものであり、発注者と受注者で情報を共有する。
- ・階段工、排水管渠等の付帯施設は河川によって数量が大きく異なるため、設計数量を記載し、積算に反映する。
- ・護岸詳細設計における付帯施設設計は、設計対象物と数量を明示し、数量の増減は設計変更の対象とする。

記載例



●橋梁詳細設計

設計条件 1) 上部工 橋長：○m 形式：○径間連続○桁橋、斜角：○°、バチ型：無し、曲線形：無し
2) 下部工 逆T式橋台 2基（基本1, 類似1）

⑰ 旅費交通費

見積もり参考資料

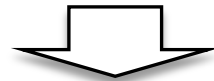
旅費交通費における出発基地については、見積もり参考資料に記載する。

留意点

(積算上の基地の設定)

- ・業務関係の積算上の基地は、競争参加資格が確認出来た業者のうち現地に最も近い本支店が所在する市役所等とする。
- ・設計共同体については、共同体に参画する業者のうち現地に最も近い本支店が所在する市役所等を積算上の基地とする。
- ・積算上の基地から現地までの距離が2km以下の場合、徒歩扱いとする。

記載例



<見積り参考資料>
各位

〇〇河川国道事務所 〇〇課長(発注担当課長)

〇〇〇〇業務の旅費交通費にかかる積算上の基地については、以下を標準とします。

●積算上の基地：〇〇県 〇〇市役所

(2) 業務進捗上の留意事項

業務進捗上における、打合せ協議、設計要件、合同現地踏査、業務スケジュール管理表、設計業務の積算基準、納期の平準化（変更時含む）、業務完了後の対応等に関する留意事項を次頁以降に示す。

- ① 打合せ協議
- ② 設計要件
- ③ 合同現地踏査
- ④ 業務スケジュール管理表
- ⑤ 設計業務の積算基準
- ⑥ 納期の平準化（変更時含む）
- ⑦ 業務完了時の対応等

① 打合せ協議

設計業務全般における打合せ協議には、主任調査員の出席を原則とする。

□ 共通

- ・ 主任調査員の出席を原則とする。

□ 図面作成業務

- ・ 打合せ協議には調査職員が出席する。
（現場技術員のための打合せは不可とする。）
- ・ 業務予定書、指示書等は事務所側で作成する。
- ・ 業務内容にそぐわない検討や関係機関協議などは別途発注する。

② 設計要件

立体横断施設設計では耐震レベルを設計条件として明示し、耐震設計レベルが2の場合、動的解析を実施する。また、立体横断施設の形状などにより、動的解析が必要な場合は、協議の上、設計変更の対象とすることを明記する。

「道路橋示方書Ⅴ耐震設計編」P53地震時の挙動の複雑さと耐震性能の関係で、動的解析により照査する。

③ 合同現地踏査

受発注者合同現地踏査は、「予定価格が2,000万円を超える詳細設計業務」を原則としているが、その他の設計業務についても、受発注者合同の現地踏査が有効な業務については、積極的に実施するものとする。

④ 業務スケジュール管理表

業務スケジュール管理表は、「全ての詳細設計業務」を対象としている。

⑤ 設計業務の積算基準

設計業務の工期設定は、「設計業務等標準積算基準書（参考資料）」に記載されている算定方法を参考に決定するものとする。

⑥ 納期の平準化(変更時含む)

納期の設定については、全体で4月から12月で25%以上、1, 2月で25%以上、3月で50%以下を目標とする。また、変更後3月末納期が厳しい場合は、繰越し処理により、柔軟に対応する。

⑦ 業務完了後の対応等

業務完了後に発生する以下の項目に対し、留意点を示す。

委託業務等成績評定通知書

業務完了後は、委託業務等の成績表定位通知書をすみやかに通知する。

業務完了後の対応

成果品納品後の対応依頼（会計検査、担当者説明等のフォローアップ）においては、軽微な対応ではないと双方が判断した場合、少額随意契約等の措置を講じる。（工事施工調整会議の契約と同等）

(3) 設計業務における設計変更ルールの明示

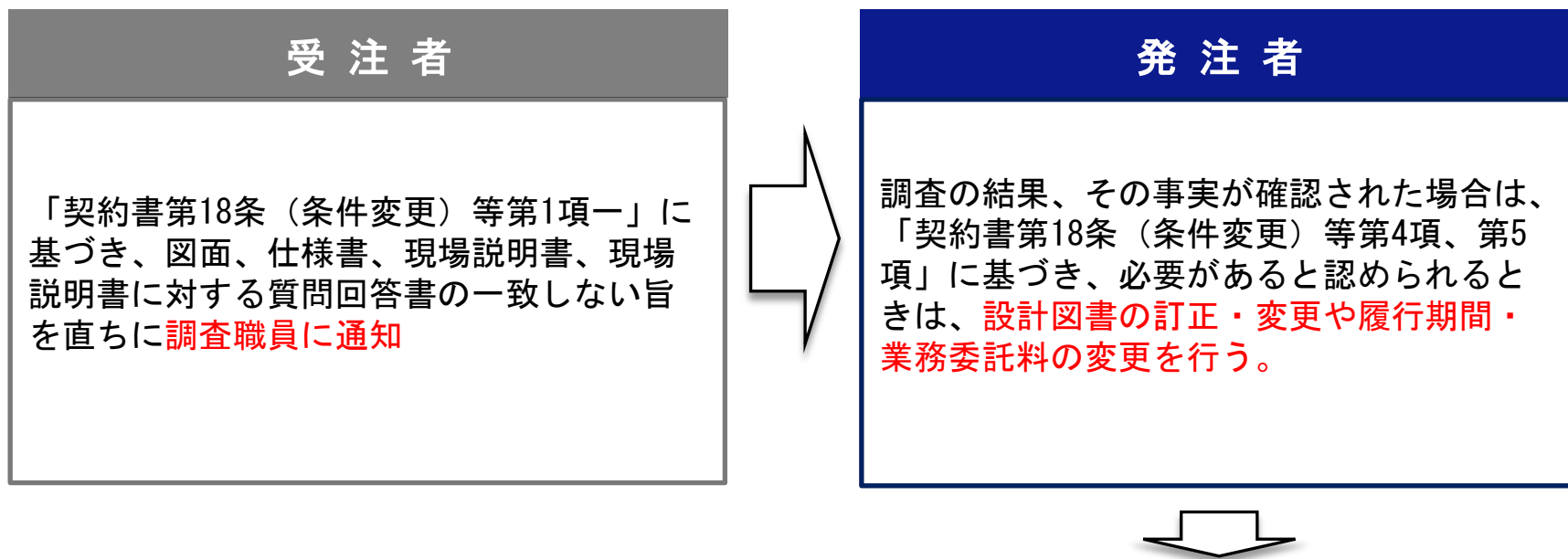
設計変更を行う際に、発注者と受注者双方が設計変更ルールを正しく理解して、円滑及び適正に設計変更を行っていただくことを目的とする。次ページ以降に、その手順を示す。

- ① 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合の手続き
(契約書第18条第1項1)
- ② 設計図書に誤謬または脱漏がある場合の手続き (契約書第18条第1項2)
- ③ 設計図書の表示が明確でない場合の手続き (契約書第18条第1項3)
- ④ 設計図書の自然的または人為的な履行条件が実際と相違する場合の手続き (契約書第18条第1項4)
- ⑤ 設計図書にない履行条件について予期することができない特別な状態が発生した場合の手続き
(契約書第18条第1項5)
- ⑥ 設計図書または業務に関する指示の変更が必要になった場合の手続き (契約書第19条)
- ⑦ 業務の中止の場合の手続き (契約書第20条、共通仕様書1124条)
- ⑧ 受注者の請求による履行期間の延長の場合の手続き (契約書第22条、共通仕様書1123条)
- ⑨ 「設計図書の点検」の範囲を超えるもの (共通仕様書第1105条)
- ⑩ 下記のような場合においては、原則として変更ができない。
(契約書第24条、第25条。但し、契約書第26条 (臨機の措置) の場合はこの限りではない)

① 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書 が一致しない場合の手続き(契約書第18条第1項1)

設計変更が可能なケース

受注者は、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合、発注者に通知しなければならない。



受注者及び発注者は第24条、第25条に基づき、「協議」により履行期間または業務委託料を定める。

(具体例)

- 図面と仕様書の寸法、数量等の記載が一致しない。
- 平面図、横断図、断面図の数報、仕様等の記載が一致しない。

② 設計図書に誤謬または脱漏がある場合の手続き (契約書第18条第1項2)

設計変更が可能なケース

設計図書に誤謬または脱漏があると考えられる場合、発注者に通知しなければならない。

受注者

「契約書第18条（条件変更）等第1項二」に基づき、設計図書に誤謬または脱漏がある旨を直ちに調査職員に通知。



発注者

調査の結果、その事実が確認された場合は、「契約書第18条（条件変更）等第4項、第5項」に基づき、必要があると認められるときは、設計図書の訂正・変更や履行期間・業務委託料の変更を行う。



受注者及び発注者は第24条、第25条に基づき、「協議」により履行期間または業務委託料を定める。

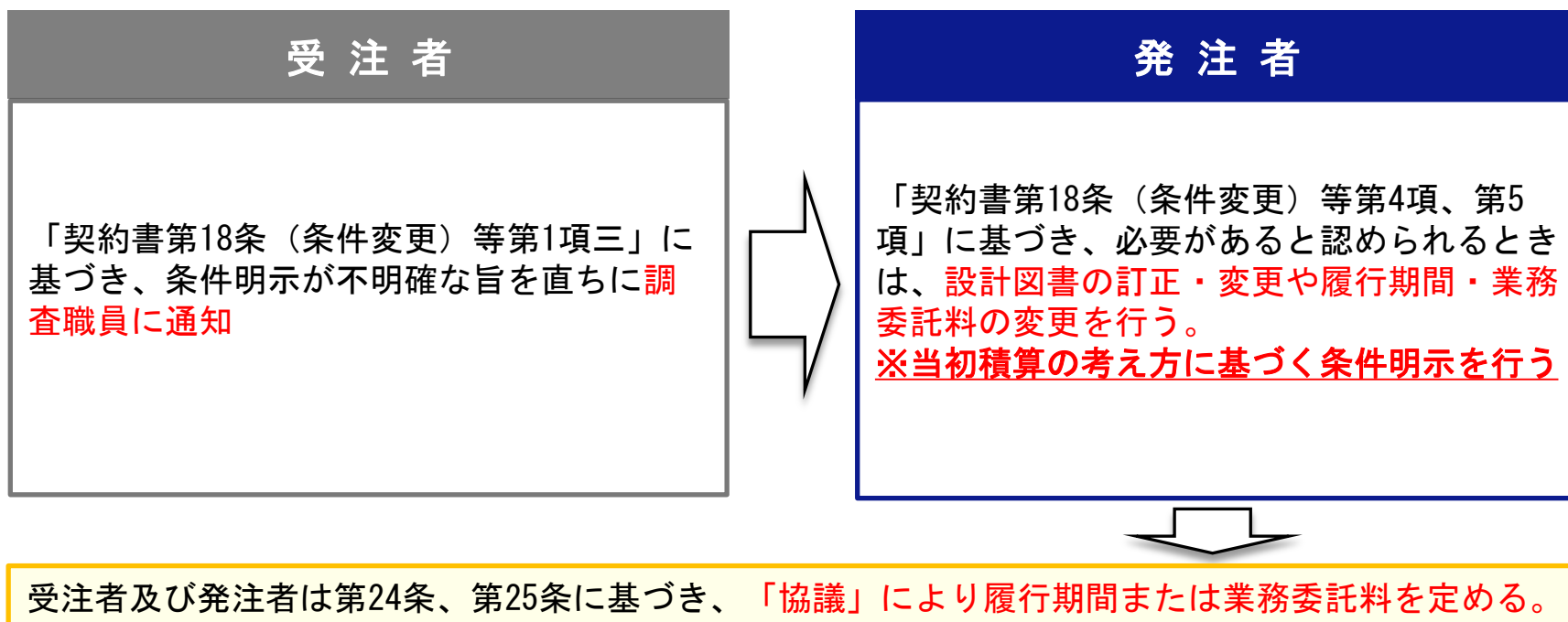
(具体例)

- 土質に関する条件明示が抜けている。
- 地下水位に関する条件明示が抜けている。

③ 設計図書の表示が明確でない場合の手続き (契約書第18条第1項3)

設計変更が可能なケース

設計図書の表示が明確でないことは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の業務遂行において、判断がつかない場合などのことである。この場合において、受注者が勝手に判断して、業務を行うことは不適當である。



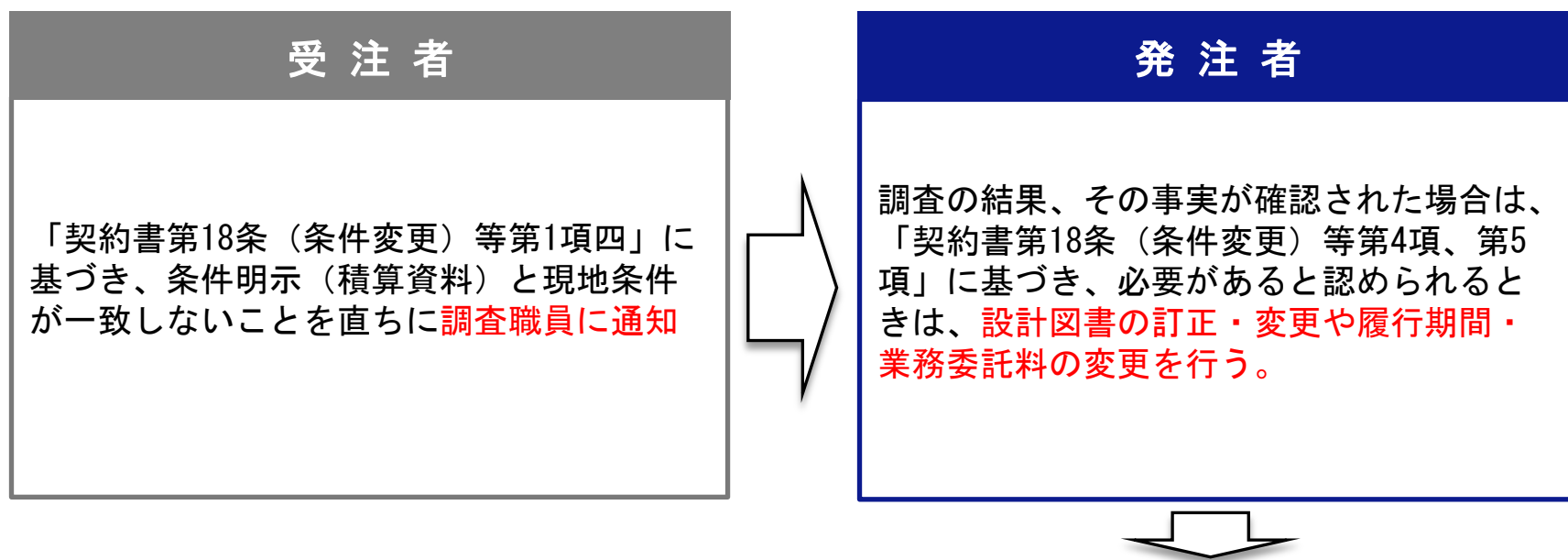
(具体例)

- 計画系業務の検討ケースが不明確である。一式計上となっている。
- 道路橋示方書等の適用基準の改訂時において、適用基準が不明確である。最新基準が適用困難な場合がある。

④ 設計図書の自然的または人為的な履行条件が実際と相違する場合の手続き(契約書第18条第1項4)

設計変更が可能なケース

設計図書に明示された地形条件、地下水位などが現地と異なる、あるいは支持層の深さや現地立ち入り条件が実際と異なる場合などのことである。この場合、受注者は、相違することを通知する。



受注者及び発注者は第24条、第25条に基づき、「協議」により履行期間または業務委託料を定める。

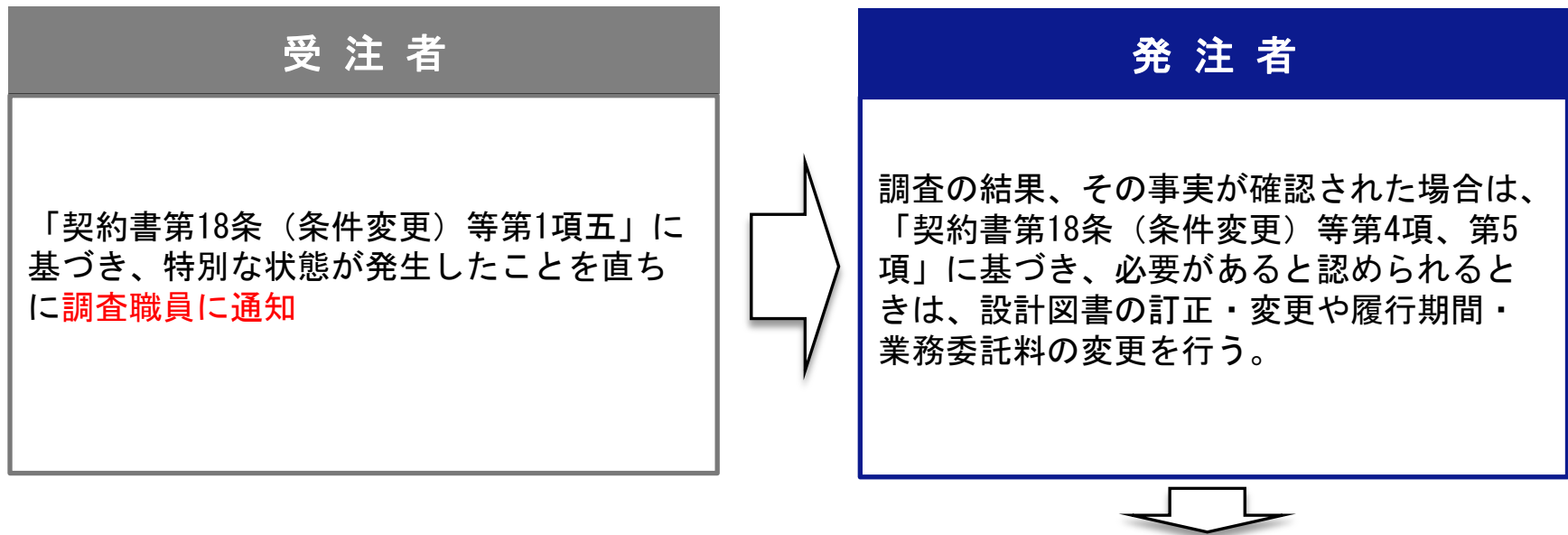
(具体例)

- 現地踏査を行ったところ、現地立ち入り条件が異なっていた。
- 関連業務の土質調査の結果、支持層の深さが当初の設計図書と異なっていた。

⑤ 設計図書にない履行条件について予期することができない特別な状態が発生した場合の手続き(契約書第18条第1項5)

設計変更が可能なケース

設計図書に表示されていなかった地下埋設物などが、契約後に明らかとなり、それを回避するための対策などが必要となる場合などのことである。この場合、受注者は、発生事項を通知する。



受注者及び発注者は第24条、第25条に基づき、「協議」により履行期間または業務委託料を定める。

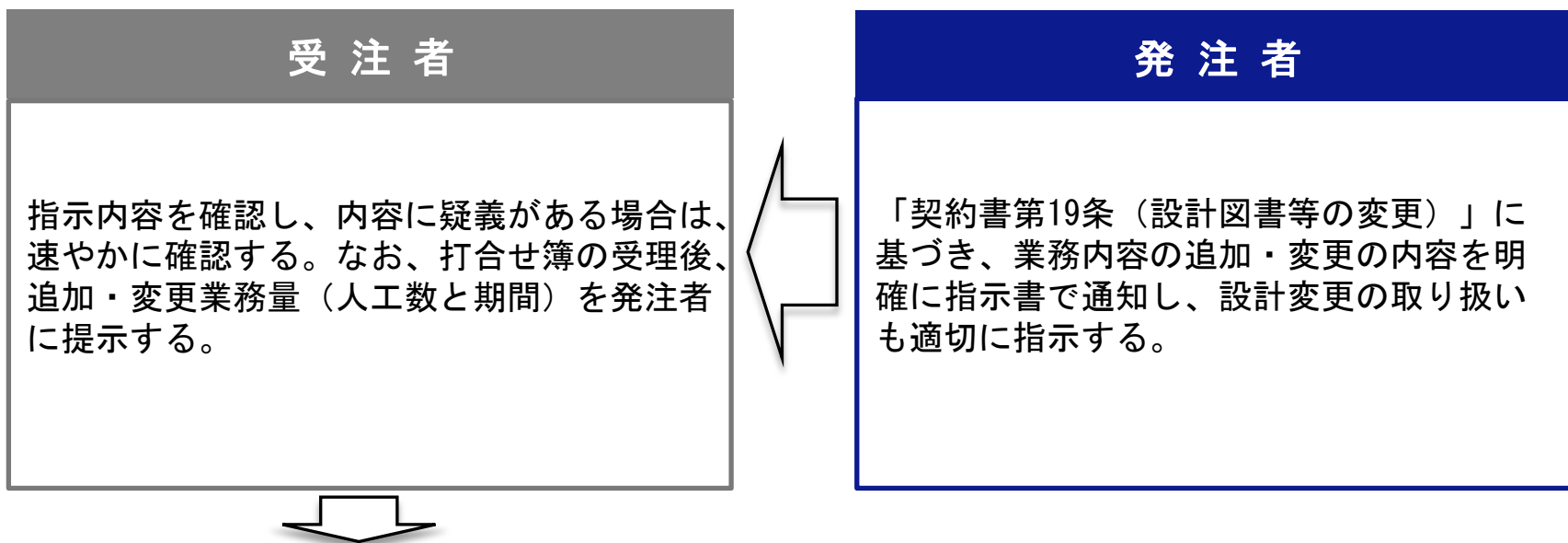
(具体例)

- 地下埋設物を発見し、回避または撤去の検討が必要となった。
- 別件の地盤調査結果から、設計範囲の軟弱地盤があることが判明し、地盤改良設計が必要となった。

⑥ 設計図書または業務に関する指示の変更が必要になった場合の手続き(契約書第19条)

設計変更が可能なケース

発注者は、設計条件を十分に検討した上で、業務を発注しているが、発注後の事情変化により、設計図書を変更する必要があると認められる場合がある。発注者は、変更内容を受注者に通知して設計図書を変更できる。



受注者及び発注者は第24条、第25条に基づき、**「協議」により履行期間または業務委託料を定める。**

(具体例)

- 周辺住民との協議により、設計条件が変更となった。
- 関係機関の行政指導により、設計条件が変更となった。

⑦ 業務の中止の場合の手続き (契約書第20条、共通仕様書1124条)

設計変更が可能なケース

第三者の所有する土地への立ち入りの承諾を得ることができない場合や天災等の受注者の責に帰さない事由により、業務を行うことができないと認められる場合、発注者は、業務の全部または一部を中止しなければならない。(現場調査業務を委託し、契約書に規定されている場合に限る。)

受注者

発注者

天災等のため、受注者が業務を行うことができない。(受注者からの発議も可)

「契約書第20条(業務の中止)第1項」に基づき、発注者は、業務の全部または一部を中止させなければならない。
発注者より、**一時中止の指示**(契約上一時中止をかけることは、発注者の義務)

受注者及び発注者は第24条に基づき、**「協議」により履行期間を定める。**

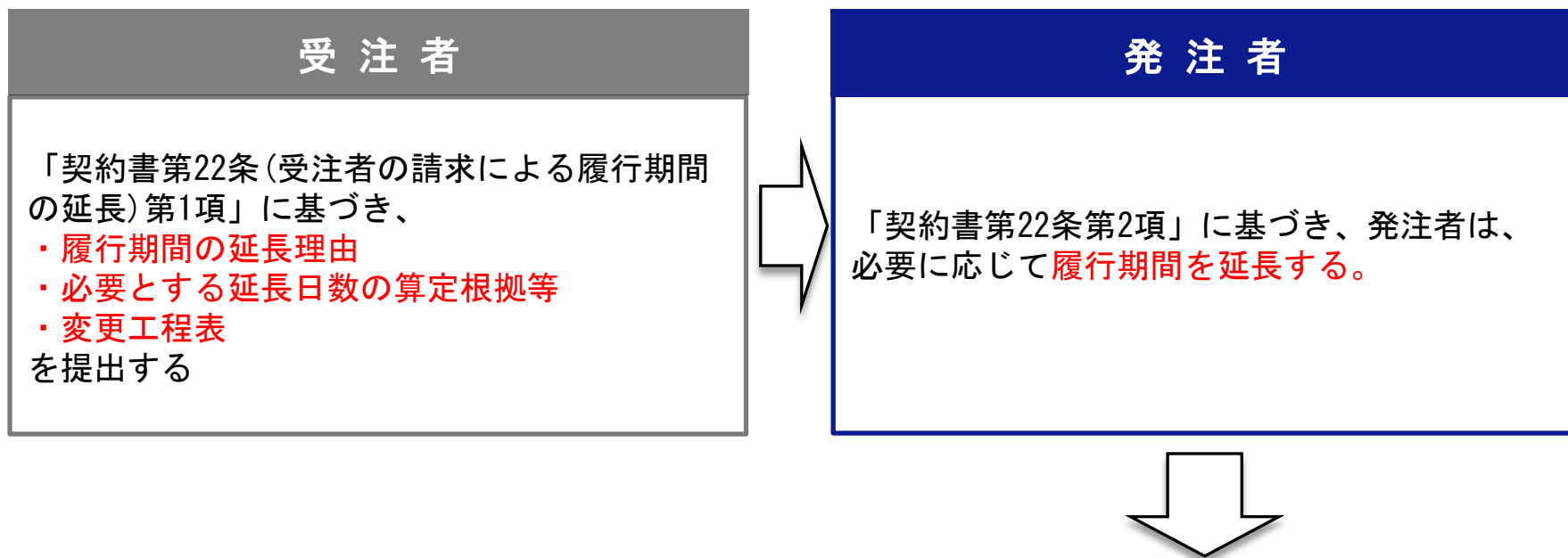
(具体例)

- 第三者の土地への立ち入り許可が得られなかった。
- 環境問題等の発錆により土木設計業務等の続行が不適當または不可能となった。

⑧ 受注者の請求による履行期間の延長の場合の手続き (契約書第22条、共通仕様書1123条)

設計変更が可能なケース

受注者の責めに帰することができない事由（第三者の所有する土地への立ち入りの承諾を得ることができない場合や天災等により、履行期間内に業務を行うことができないと認められる場合が挙げられる。



受注者及び発注者は第24条に基づき、「協議」により履行期間を定める。

(具体例)

- 第三者の土地への立ち入り許可が得られなかった。
- 天災等により業務の履行に支障が生じた。

⑨ 「設計図書の点検」の範囲を超えるもの (共通仕様書第1105条)

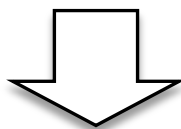
設計変更が可能なケース

受注者が行うべき「設計図書の点検」の範囲を超える作業をする場合

受注者

受注者は照査の範囲を超える事象と判断した場合、**調査職員に通知**

発注者



受注者及び発注者は、対応を協議する。範囲を超えるものとして判断できる場合、発注者が費用を負担する。

(具体例)

- 提示された過去の調査報告書に誤りまたは検討不足があり、追加調査や再検討が必要となった場合。
- 過年度の関係機関協議結果について、関係機関に改めて確認することとなった場合。

⑩ 下記のような場合においては、原則として変更ができない。**(契約書第24条、第25条。但し、契約書第26条(臨機の措置)の場合はこの限りではない)**

1. 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず、**受注者が独自に判断**して業務を実施して、手戻りが生じた場合
2. 発注者と「協議」しているが、**回答等がない**時点で業務を実施した場合
3. 土木設計業務等委託契約書・設計業務等共通仕様書に定められている**所定の手続きを経していない**場合
(契約書第18条～第25条、共通仕様書第1121条～1124条)
4. **正式な書面等による指示等がない**時点で業務を実施した場合